

修正後

めたときは、基準額を最低価格とし、公募により決定した額とすることができる。

## (6) 業務分担

指定管理者と組合の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

### 【業務分担表】

分類	業務項目	役割分担		分類	業務項目	役割分担	
		組合	事業者			組合	事業者
霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	園内交通誘導警備		○	霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	遊具の修繕	○	
	樹木管理、芝生管理、 花壇管理、補植、清掃、 草刈り等維持管理業務、 駐車場管理、施設管理業務 (事業所、休憩所、トイレ等)		○		高圧受電設備 保守管理業務	○	
	貯水槽清掃等業務		○		防災等管理業務	○	
	受水槽揚水ポンプ点検業務		○		機械警備業務 (園内、便益施設)	○	
	浄化槽導入管管理業務		○		墓園・園路・施設等 の修繕業務	○	
	浄化槽維持管理業務		○		有害鳥獣対策	○	
	消防用設備等定期点検業務		○	便益施設の 設計・建設に 関する業務	便益施設の性能規定	○	
	簡易専用水道法定検査業務		○		便益施設の設計業務	○	
	電気設備保守業務		○		便益施設の建設業務	○	
	施設巡回業務		○		造成工事業務	○	
	遊具の点検		○		附带事業及び 自主事業に 必要な什器・備品の 購入・設置		○
	枯れ供花の処分		○		工事監理業務	○	
	事業系一般廃棄物の処分		○	墓園管理	霊園・墓地に関する各種手 続きの受付・相談・ 手数料徴収	○	
	産業廃棄物の処分		○		墓地台帳の管理	○	
	イノシシ柵の点検と補修		○		墓石等の工事に係る検査	○	
	遊具の点検		○		霊園の再公募	○	
行為の許可、利用料金の徴 収		○	合同葬・樹木葬等の拡充整 備		○		
公園の利用の禁止又は制限		○	現地確認・巡回等		○		
附带業務	飲食、物販等の便益サービ スの提供業務		○		臨時バスの運行	○	
	供花販売業務		○				
自主事業			○				

## (7) 指定管理者と組合の責任分担

指定管理者は、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であっても応急措置を講じる等、霊園利用者の安全確保に努めてください。

指定管理者は、運営管理及び維持管理に当たり、公園施設並びに附带設備を損壊又は破損したときは、組合が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、やむを得ない場合は、組合の承認により原状回復や撤去等を不要とします。

修正前

めたときは、基準額を最低価格とし、公募により決定した額とすることができる。

(6) 業務分担

指定管理者と組合の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】

分類	業務項目	役割分担		分類	業務項目	役割分担	
		組合	事業者			組合	事業者
霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	園内交通誘導警備		○	霊園及び 便益施設の 維持管理に 関する業務	遊具の修繕	○	
	樹木管理、芝生管理、 花壇管理、補植、清掃、 草刈り等維持管理業務、 駐車場管理、施設管理業務 (事業所、休憩所、トイレ等)		○		高圧受電設備 保守管理業務	○	
	貯水槽清掃等業務		○		防災等管理業務	○	
	受水槽揚水ポンプ点検業務		○		機械警備業務 (園内、便益施設)	○	
	浄化槽導入管管理業務		○		墓園・園路・施設等 の修繕業務	○	
	浄化槽維持管理業務		○		有害鳥獣対策	○	
	消防用設備等定期点検業務		○	便益施設の 設計・建設に 関する業務	便益施設の性能規定	○	
	簡易専用水道法定検査業務		○		便益施設の設計業務	○	
	電気設備保守業務		○		便益施設の建設業務	○	
	施設巡回業務		○		造成工事業務	○	
	遊具の点検		○		附帯事業及び 自主事業に 必要な什器・備品の 購入・設置		○
	枯れ供花の処分		○		工事監理業務	○	
	事業系一般廃棄物の処分		○	墓園管理	霊園・墓地に関する各種手 続きの受付・相談・ 手数料徴収	○	
	産廃廃棄物の処分		○		墓地台帳の管理	○	
	イノシシ柵の点検と補修		○		墓石等の工事に係る検査	○	
	遊具の点検		○		霊園の再公募	○	
	行為の許可、利用料金の徴 収		○		合同葬・樹木葬等の拡充整 備	○	
公園の利用の禁止又は制限		○	現地確認・巡回等		○		
附帯業務	飲食、物販等の便益サービ スの提供業務		○		臨時バスの運行	別途	別途
	供花販売業務		○				
自主事業			○				

(7) 指定管理者と組合の責任分担

指定管理者は、施設及び物品の破損や盗難等については、いかなる場合であつても応急措置を講じる等、霊園利用者の安全確保に努めてください。

指定管理者は、運営管理及び維持管理に当たり、公園施設並びに附帯設備を損壊又は破損したときは、組合が指定する日までに、原状回復するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、やむを得ない場合は、組合の承認により原状回復や撤去等を不要とします。